

○社会労働委員会

内閣提出法律案（一〇件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託議決	本院 議決	衆議院 委員会 託議決	衆議院 議決	備考
49	身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案	先議	三二七	送付 四二〇	三二七	可決 四一九	可決 四二〇	(予)可決 六一九 可決 六一二	
42	社会福祉・医療事業団法案		三一六	受領 七二七	(予)四二七	可決 八七	可決 八八	四三 可決 七二五 可決 七二七	
40	保健所法の一部を改正する法律案		三二六	受領 七二七	(予)三二六	可決 八七	可決 八八	四三 修正 七二五 修正 七二七	
39	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案		三二六	受領 七二〇	(予)四二	可決 八二	可決 八三	四三 修正 七一九 修正 七二〇	
23	雇用保険法等の一部を改正する法律案		三二五	受領 五二七	五二八	修正 七五	修正 七六	三九 修正 五二五 修正 五二七	衆議院で趣旨説明聴取 衆へ回付 七六 衆同意 七六
22	健康保険法等の一部を改正する法律案		五九、二二五	受領 五九、七二三	五九、七二六	修正 五九、八四	修正 五九、八六	五九、四三 修正 五九、七二三 修正 五九、七三	衆議院で趣旨説明聴取 衆へ回付 八六 衆同意 八七

本院議員提出法律案（六件）

1	番号	件名	提出者	予備送衆へ提出月日	出月日	参議院	衆議院	備考
		林業労働法案	目黒今朝次郎君 外一名 (五九、三六)	五九、三九		付託委員会 議決 了	付託委員会 議決 (予)	

83	67	63	58	番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
					身体障害者福祉法の一部を改正する法律案	先議	五九、三六	五九、四七	付託委員会 議決 可決	付託委員会 議決 可決	
					戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案		四三	七二七	(予)修正 八七 八八	四三 七二七	衆同 衆へ回付 八八
					医療法の一部を改正する法律案		四四		継続審査	四三 七二七	
					雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案		五二四	七二七	六一六 七二四 七二七	六一六 七二四 七二七	本会議で趣旨説明聴取

衆議院議員提出法律案（七件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	提出月日 本院へ	参議院 委員会 議決 本院 議決	衆議院 委員会 議決 本院 議決	備考
13	短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案	外藤田高敏君 四名 (三三〇)	四、二		付(予) 四二 託(予) 四二 議(予) 四二 決(予) 四二 本院(予) 四二 議(予) 四二	付(予) 四二 託(予) 四二 議(予) 四二 決(予) 四二 本院(予) 四二 議(予) 四二	
12	原子爆弾被爆者等援護法案	外森井忠良君 六名 (三三〇)	四、五		付(予) 四五 託(予) 四五 議(予) 四五 決(予) 四五 本院(予) 四五 議(予) 四五	付(予) 四五 託(予) 四五 議(予) 四五 決(予) 四五 本院(予) 四五 議(予) 四五	
5	短時間労働者保護法案	外平石磨作太郎君 四名 (五、三三)	五、三三		付(予) 五三三 託(予) 五三三 議(予) 五三三 決(予) 五三三 本院(予) 五三三 議(予) 五三三	付(予) 五三三 託(予) 五三三 議(予) 五三三 決(予) 五三三 本院(予) 五三三 議(予) 五三三	

18	市町村が行う寒冷地世帯暖房費援助事業に係る国の補助に関する法律案	外対馬孝且君 三名 (七二四)	七、二五		付(予) 七二四 託(予) 七二四 議(予) 七二四 決(予) 七二四 本院(予) 七二四 議(予) 七二四	付(予) 七二四 託(予) 七二四 議(予) 七二四 決(予) 七二四 本院(予) 七二四 議(予) 七二四	
5	育児休業法案	外本岡昭次君 三名 (四一〇)	四、二〇		付(予) 四一〇 託(予) 四一〇 議(予) 四一〇 決(予) 四一〇 本院(予) 四一〇 議(予) 四一〇	付(予) 四一〇 託(予) 四一〇 議(予) 四一〇 決(予) 四一〇 本院(予) 四一〇 議(予) 四一〇	
4	男女雇用平等法案	外中野鉄造君 一名 (三二九)	四、二		付(予) 三二九 託(予) 三二九 議(予) 三二九 決(予) 三二九 本院(予) 三二九 議(予) 三二九	付(予) 三二九 託(予) 三二九 議(予) 三二九 決(予) 三二九 本院(予) 三二九 議(予) 三二九	撤回 五、七、三
3	戦時災害援護法案	外片山甚市君 五名 (三二〇)	三、九		付(予) 三二〇 託(予) 三二〇 議(予) 三二〇 決(予) 三二〇 本院(予) 三二〇 議(予) 三二〇	付(予) 三二〇 託(予) 三二〇 議(予) 三二〇 決(予) 三二〇 本院(予) 三二〇 議(予) 三二〇	
2	公衆浴場法の一部を改正する法律案	外糸久八重子君 五名 (三二〇)	三、九		付(予) 三二〇 託(予) 三二〇 議(予) 三二〇 決(予) 三二〇 本院(予) 三二〇 議(予) 三二〇	付(予) 三二〇 託(予) 三二〇 議(予) 三二〇 決(予) 三二〇 本院(予) 三二〇 議(予) 三二〇	

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提 付月日 出月日	参議院 付委員会 託議決 議本院 議決	衆議院 付委員会 託議決 議本院 議決	備考	
16	母子保健法の一部を改正する法律案	平石磨作太郎君 外 四名 (五、四、三)	五、四、三	五、四、三 (予)	五、四、三 議本院 議決	五、四、三 議本院 議決	備考
17	児童福祉法の一部を改正する法律案	平石磨作太郎君 外 四名 (四、三)	四、三	四、三 (予)	四、三 議本院 議決	四、三 議本院 議決	備考
40	男女雇用平等法案	多賀谷貞稔君 外 七名 (七、三)	七、六	八、一 (予)	七、六 議本院 議決	七、六 議本院 議決	備考
44	国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案	多賀谷貞稔君 外 四名 (八、二)	八、六	八、六 (予)	八、六 議本院 議決	八、六 議本院 議決	備考

国会の議決を求める件（二七件）

番号	件名	提出 月 日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 付委員会 託議決 議本院 議決	衆議院 付委員会 託議決 議本院 議決	備考
1	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件（国鉄労働組合関係）					
2	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件（国鉄動力車労働組合関係）					

健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二二二号）（衆議院送付）

五九、 二、二五 内閣提出

四、 三 衆本会議趣旨説明

七、 一三 衆修正

七、 一六 参本会議趣旨説明

八、 六 参修正

八、 七 衆同意

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、健康保険法の一部改正に関する事項

1 被用者保険本人の一部負担金制度の改定

被用者保険本人の一部負担金については、昭和六十年四月一日以後においても国会で承認を受ける日までの間は、なお引き続き一割とすること。この場合の一部負担金の額は、都道府県知事に届け出た保険医療機関等における医療費の額が千五百円以下のときは百円、千五百円以上二千五百円以下のときは二百円、二千五百円以上三千五百円以下のときは三百円とす

ること。（政府原案は現在十割となつてゐる本人の給付率を、昭和六十年度までは定率九割、同六十一年度からは定率八割に改めることとなつており、定額負担の規定はない）

2 療養費制度の改定

高度の医療を提供すると認められる特定承認保険医療機関において療養を受けた場合や、保険医療機関において特別の病室の提供等厚生大臣の定める療養を受けた場合に特定療養費を支給すること。

3 保険医療機関の指定等の見直し

保険医療機関等の不正、不当を排除するため、診療内容が適切を欠くおそれがあるとして、重ねて厚生大臣等の指導を受けている保険医療機関等については、その再指定を行わないことができることとし、また、不正請求による処分を逃れるために保険医の登録を取り下げる等の場合については、再登録等を行わないことができること。

4 標準報酬の改定

標準報酬月額の下限を現行三万円から六万八千円とするとともに、上限については現在政令で定められて

いる四十七万円までの等級を規定すること。（上限は政令改正によりさらに七十一万円に引き上げられる予定）

5 日雇労働者の健康保険体系への取入れ

日雇労働者健康保険制度を廃止し、日雇労働者を健康保険の日雇特例被保険者とするとともに、その給付内容及び保険料については、一般の被保険者と実質的に均衡のとれたものとなるように定めること。

なお、国庫補助については現行と同様の水準を確保するほか、累積赤字については借入れをすることができるとし、その償還を一般会計からの繰入れにより行うことができるようにすること。

6 任意継続被保険者制度の特例

任意継続被保険者制度の特例を設け、五十五歳以上で被用者保険の資格を喪失した者については、六十歳に達するまでの間又はそれ以前で国民健康保険の退職被保険者となるまでの間、二年を超える場合でも資格を有することができるものとする。（衆議院修正により追加）

7 健保組合の行う退職者に対する医療給付

健康保険組合等が自ら当該組合の被保険者であった退職者について医療の給付を実施できるとし、当該組合の退職者医療制度に対して拠出すべき療養給付費拠出金について所要の調整を行うものとする。（衆議院修正により追加）

8 政府管掌健康保険における附加給付の実施

政府管掌健康保険等の事業主及びその被保険者により構成する法人等で社会保険庁長官の承認を得たものは、その被保険者本人の一部負担金について附加的な給付を行うことができるものとする。（衆議院修正により追加）

二、船員保険法の一部改正に関する事項

一部負担金、療養費、標準報酬、退職者給付拠出金等の事項につき、健康保険法と同様の改正を行うものとする。

三、国民健康保険法の一部改正に関する事項

1 退職者医療制度の創設
被用者年金の老齢（退職）年金受給権者等であつて七十歳未満の国民健康保険加入者及びその被扶養者を対象に、市町村が国民健康保険事業の一部として事業

を行い、給付率は、退職者本人は入院・外来八割、家族は入院八割・外来七割とすること。

なお、この医療給付に要する費用の負担は、退職者及びその家族の支払う国民健康保険の保険料と現役の被用者及び事業主が負担する拠出金により賄うこと。

2 国庫補助方式の改定

市町村に対する国庫補助を現行の医療費の百分の四十五から医療給付費の百分の五十へと変更するとともに、国庫補助の財政調整機能を強化すること。

四、社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に関する事項
社会保険診療報酬支払基金の主たる事務所に特別審査委員会を新設し、極めて高額な診療報酬請求書等について重点的な審査を行うこと。

五、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して三カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなつてゐるが、退職者医療の拠出金等に関する重要事項について社会保険審議会の意見を聴くこと等については公布の日から、また、標準報酬等級の改定については昭和五十九年十月一日から施行すること。

2 政府は、新健保法の施行後の医療費の動向、国民負担の推移、財政事情等各般の状況を勘案し、健康保険制度の全般に関する検討を行い、その結果に基づいて社会保険各法の被扶養者及び国民健康保険の被保険者の給付割合を八割とするよう必要な措置を講ずるものとする。 (衆議院修正により追加)

修正要旨

一、高額療養費に関する法律条文の修正

高額療養費制度については、医療費負担の家計に及ぼす影響を考慮して、その支給要件等を政令で定めることとする。 (衆議院修正により追加)

二、高額医療費融資制度の創設

高額療養費制度により償還されるまでの間の当座の高額の医療費支払いに充てるため、保険者が融資制度を実施することができることとし、その根拠規定を設けること。

三、保険者による予防活動の促進

被保険者等の健康の保持増進を促進するため、保険者による健康相談、健康診断等の事業に関する規定を

明確化すること。

四、傷病手当金と障害年金との支給調整

傷病手当金の受給者が同一の傷病により障害年金の受給要件に該当することとなつた場合において、傷病手当金の額が障害年金の額を上回るときは、その差額を傷病手当金として支給するものとする。

五、任意継続被保険者の保険料前納制

被保険者の選択により、任意継続被保険者の保険料について前納ができるものとする。

六、五人未満事業所等の適用拡大

法人の事業所であつて、五人未満の従業員を使用するもの等について、政令で定めるところにより、六十年一度以降段階的に健康保険の適用を拡大すること。

委員長報告

ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の主なる内容は、一部負担金制度の改正とその一部負担金が一定額以下の場合の定額制導入、療養費制度の改

正、日雇労働者健康保険の対象者に対する健康保険制度の適用、国民健康保険の被保険者である退職被保険者等を対象とした退職者医療制度の創設と特例退職被保険者制度の導入、国民健康保険の国庫補助制度の改定、その他給付の公平化に関する措置等であります。

委員会におきましては、参考人、公述人からの意見聴取、地方行政委員会、大蔵委員会及び運輸委員会と連合審査を行うとともに、中・長期の医療政策とその財源対策、被用者保険本人の給付率の引下げの家計への影響、疾病予防と健康増進策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議を代表し佐々木理事より、高額療養費に関する規定の法文上の明記、傷病手当金と障害年金との支給調整などを内容とする修正案が提出され、提案者に対する質疑が行われました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合より、それぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議より、原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって修

正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告いたします。

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二三三号）（衆議院送付）

五九、 二、二五 内閣提出

三、 九 衆本会議趣旨説明

五、 一七 衆修正

五、 一八 参本会議趣旨説明

七、 六 参修正

七、 六 衆同意

要旨

本法律案は、最近の経済社会情勢の変化に伴い雇用構造が変化していること等にかんがみ、失業者の生活安定、就職促進を図りつつ、雇用保険制度・船員保険制度失業部門の効率的運営を進める等の見地から、保険給付内容の改善整備、雇用保険被保険者の範囲の合理化、船員保険失業部

門の費用負担の改正等を行うものである。

なお、衆議院において、雇用保険について、基本手当日額表の百分の六十を超える給付率とする範囲の拡大、個別延長給付の充実、六十五歳以上の者の任意加入制度の創設等の修正が、また、船員保険失業部門についても、雇用保険に準じた修正がなされている。

衆議院送付案の主な内容は次のとおりである。

一、雇用保険法等の改正

1 基本手当日額表における百分の八十以内で百分の六十を超える率を乗ずる賃金日額の範囲を、現行の二千六百七十円以上四千四百四十三円以下から三千二百十円以上七千七百五十円以下（政府原案では、三千二百十円以上七千九百円以下）に拡大するとともに、賃金日額の最低額を百分の二十、最高額を百分の十それぞれ引き上げること。

2 賃金のうち臨時に支払われるもの及び三か月を超える期間ごとに支払われるものは、賃金日額の算定基礎としないこと。

3 一定の年齢以上の定年等により離職した者については、申し出た期間（離職の日の翌日から一年を限度と

する) だけ支給の期間を延長すること。

4 所定給付日数は、現行では、受給資格に係る離職の日における受給資格者の年齢に応じたものとされているが、これを年齢の区分ごとに被保険者であった期間に応じたものとする。

なお、特定不況業種離職者等で就職が困難な受給資格者であつて、改正に伴い所定給付日数が減少するものについては、改正前の所定給付日数に達するまでの者の給付日数を延長することができること(衆議院修正による追加)。

5 正当な理由のない自己都合退職者等の給付制限の期間を、一か月以上三か月以内(現行一か月以上二か月以内)の間で公共職業安定所長の定める期間とする。

6 高年齢継続被保険者(六十五歳以上の被保険者)が失業した場合に、基本手当に代えて一時金である高年齢求職者給付金を支給すること。

なお、六十五歳定年等により離職した者には、高年齢求職者給付金に代えて基本手当を支給すること(衆議院修正による追加)。

7 六十五歳以上の者が新たに適用事業に雇用される場合には、被保険者としないうこと(短期雇用特例被保険者・日雇労働被保険者を除く)。

なお、六十五歳以後に雇用される者は、政令で定める日までに、公共職業安定所長の認可を受けたときは、高年齢継続被保険者となることができるとし(この者の保険料は免除しない)、その者が失業したときには基本手当の五十日分の高年齢求職者給付金を支給すること(衆議院修正による追加)。

8 日雇労働求職者給付金の日額を現行の三段階から四段階とするとともに、印紙保険料の日額も現行の三段階から四段階とすること。

9 受給資格者が安定した職業に就いた場合において、就職の日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の二分の一以上で、一定の要件に該当するときは、再就職手当を支給すること。

二、船員保険法の改正

1 雇用保険法の改正に準じた改正を行うこと。

2 失業に係る保険料率を千分の五引き上げること。

3 厚生大臣は、社会保険審議会の議を経て、失業に係

る保険料率を千分の二を増減した率の範囲内で変更できること。

4 船舶所有者ごとに算定する船舶所有者の都合による離職者の割合に応じ、千分の五の範囲内において、船舶所有者負担の特別失業保険料を徴収すること。

三、施行期日

この法律は、昭和五十九年七月一日から施行すること。ただし、雇用保険の日雇労働求職者給付金の改善については、同年八月一日から、船員保険の特別失業保険料の徴収については、昭和六十年十月一日から施行すること。

修正要旨

本法律の施行期日を一月繰り下げ、昭和五十九年八月一日に改めるとともに、これに伴う所要の修正を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、最近における経済社会情勢の変化に

伴い雇用構造が著しく変化していること等にかんがみ、雇用保険制度の効率的な運営を進める等の見地から、基本手当の日額の引上げ、賃金日額の算定方法の変更、所定給付日数の決定基準としての被保険者であった期間の追加、特定不況業種離職者等に対する個別延長給付制度の導入、高年齢者に対する失業した場合の給付金制度及び早期に再就職した者に対する手当制度の創設等、保険給付の内容を整備するとともに、雇用保険の被保険者の範囲の合理化及び六十五歳以上の高年齢者の任意加入制度を導入すること等であります。

また、船員保険制度失業部門についても、雇用保険と同様の趣旨の改正を行うほか、保険料率の引上げを図っております。

委員会におきましては、雇用政策及び雇用保険の長期展望、雇用保険における保険料及び失業給付額算定方法のあり方、中高年齢者を中心とした雇用就業対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表し佐々木理事より、施

行期日を一月繰り下げ八月一日に改めることなどを内容とする修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本社会党、日本共産党よりそれぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議、公明党・国民会議、民社党・国民連合よりそれぞれ原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって修正すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、雇用保険制度の適切な運営による財政の確立、保険料率の引上げの回避、必要な国庫負担の確保などを内容とする附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告いたします。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）（衆議院送付）

五九、 三、一六 内閣提出

七、二〇 衆修正

八、 三 参可決

要旨

本法律案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであり、その内容は次のとおりである。

一、医療特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にあるものに支給する医療特別手当の額を、月額十万二千四百円から十万四千四百円に引き上げること。

二、特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷又は疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にないものに支給する特別手当の額を、月額三万七千七百円から三万八千四百円に引き上

げること。

三、原子爆弾小頭症手当の額の引上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万五千百円から三万五千八百円に引き上げること。

四、健康管理手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかっているものに支給する健康管理手当の額を、月額二万五千百円から二万五千六百円に引き上げること。

五、保健手当の額の引上げ

厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を月額二万五千百円から二万五千六百円に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を月額一万二千六百円から一万二千八百円に引き上げること。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、この法律による各種手当の引上げについては、昭和五十九年六月一日から

適用すること。（成立が同年六月一日を経過したため、衆議院において遡及修正）

委員長報告

ただいま議題となりました法律案及び議決案件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるものであります。

委員会におきましては、国家補償の見地に立った被爆者対策、被爆者の実態調査及び死没者調査の実施、高齢被爆者の在宅対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し被害の実態に即応した援護対策の拡充等内容をとする附帯決議が全会一致をもって付されて

おります。

次に、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）外十六件について申し上げます。

各件は、三公社四現業の職員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、基準内賃金の一・三九%相当額に千百七十円を加えた額の内資をもって引き上げること等を内容とする本年五月十二日の仲裁裁定の実施について、国会の議決を求めるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、各件はいずれも全会一致をもって公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。

保健所法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）（衆議院送付）

五九、 三、一六 内閣提出

七、二七 衆修正

八、 八 参可決

要旨

本法律案は、保健所が本格的な高齢化社会において、地域ごとの多様な保健需要に十分対応し、自主的、弾力的な保健所運営を行えるよう、保健所に関する経費の一部について、国の補助方式を従来の定率負担金方式から定額交付金方式に改めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、保健所運営費のうち、人件費等については保健所運営費交付金として交付することに改め、その他の経費及び保健所の施設又は設備に要する経費については引き続き定率により負担すること。

- 二、保健所運営費交付金は、各地方公共団体の人口及び面積を基礎とし、地理的事情その他の特別の事情を考慮して政令で定める基準に従って決定すること。

- 三、この法律は、公布の日から施行し、昭和五十九年四月一日から適用すること。（成立が同年四月一日を経過したため、衆議院において遡及修正）

委員長報告

社会福祉・医療事業団法案の委員長報告参照

社会福祉・医療事業団法案（閣法第四二二号）（衆議院送付）

五九、三、一六 内閣提出

七、二七 衆可決

八、八 参可決

要旨

本法律案は、昨年三月の臨時行政調査会の最終答申を踏まえ、特殊法人の整理合理化を図り、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上に資するため、医療金融公庫を社会福祉事業振興会と統合して社会福祉・医療事業団とするものであり、その主なる内容は次のとおりである。

一、目的

社会福祉・医療事業団は、社会福祉事業施設・病院等の設置等に必要な資金の融通等を行い、もつて社会福祉の増進、医療の普及・向上を図ることを目的とすること。

二、法人格等（役員、評議員会等）

1 社会福祉・医療事業団は、法人とすること。

2 事業団に、理事長一人、副理事長一人、理事四人以

内及び監事二人以内を置くものとし、そのほか、非常

勤理事二人以内を置くことができるものとする。

3 理事長の諮問機関として評議員会を置くこととし、

業務の運営に関する重要事項を調査審議するほか、理

事長に意見を述べることが出来るものとする。

三、業務

社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施に関する業務を行うほか、病院、診療所等の設置等に必要資金の融通、社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導等の業務を行うものとする。

四、施行期日

この法律は、昭和六十年一月一日から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、社会福祉・医療事業団法案の主なる内容は、医療

金融公庫を社会福祉事業振興会と統合して社会福祉・医療事業団とし、社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施、病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びに社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導の業務を行わせること等であります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の主なる内容は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給すること等であります。

次に保健所法の一部を改正する法律案の主なる内容は、保健所に関する経費の一部について、国の補助方式を従来の定率負担方式から定額交付金方式に改めることであります。

委員会におきましては、以上三案を一括議題として審議を進め、社会福祉事業振興会と医療金融公庫統合によるメリット、戦後処理問題としての一般戦災者の取扱い、保健所強化のための具体策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、まず、社会福祉・医療事業団法案について諮りましたところ、討論はなく、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次いで、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について諮りましたところ、自由民主党・自由国民会議を代表して、佐々木理事より、遺族年金等の再度の引上げの施行期日について、公布の日と改め、八月一日にさかのぼって適用する旨の修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はそれぞれ多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

次いで、保健所法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、討論はなく、多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、以上三法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告いたします。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）（先議）

五九、 三、二七 内閣提出

四、二〇 参可決

六、二一 衆可決

要旨

本法律案は、特殊法人の業務の簡素合理化を図るため、雇用促進事業団が行っている納付金関係業務を政府が行うこととした上で、これを身体障害者雇用促進協会に実施させるとともに、身体障害の実情にかんがみ、その範囲の一部を政令で定めることができることとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、納付金関係業務についての改正

1 労働大臣は、納付金関係業務（身体障害者雇用調整金・報奨金・助成金の支給、身体障害者雇用納付金の徴収に係る業務）を身体障害者雇用促進協会に行わせること。

2 協会は、労働大臣と同様に納付金関係業務に関する

権限を行使すること。

3 協会の役員は、刑法等の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。

4 協会に、会長の諮問に応じて業務運営に関する重要事項を審議する評議員会を置くこと。

5 協会は、納付金関係業務に係る経理については、他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならないこと。

6 労働大臣は、協会又はその役員に対し、業務の管理・執行について違反の是正を命ずることができること。

二、身体障害の範囲についての改正

政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものを、身体障害の範囲に加えること。

三、施行期日

この法律は、昭和六十年四月一日から施行すること。ただし、身体障害の範囲についての改正については、昭和五十九年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、特殊法人の業務の簡素合理化を図るため、雇用促進事業団が行っている納付金関係業務を政府が行うこととした上で、これを身体障害者雇用促進協会に実施させるとともに、身体障害の実情にかんがみ、その範囲を、従来、法で定めているもののほか、新たに政令で定めることができるようにすること等であります。

委員会におきましては、心身障害者の雇用確保対策、納付金関係業務の身体障害者雇用促進協会への移管に伴う業務体制の整備等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、身体障害者の雇用率達成指導の強化等と内容とする附帯決議が全会一致をもって付されておりあります。

以上、御報告いたします。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

（先議）

五九、三、二八 内閣提出

四、二七 参可決

八、二 衆可決

要旨

本法律案は、近年における身体障害者福祉の理念を踏まえ、身体障害者福祉対策の推進を図るため、身体障害者の範囲、身体障害者更生援護施設に関する規定の整備等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、身体障害者福祉の理念に関する規定の整備

「完全参加と平等」という国際障害者年の理念を法律上明確にすること。

二、身体障害者の範囲の拡大

身体障害者の範囲を従来法で定めているもののほか、新たに政令で定めることができるようにすること。

三、身体障害者更生援護施設に関する規定の整備

1 肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設及び内部障害者更生施設を統合して身体障害者更生施設とすること。

2 身体障害者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう設備に配慮するとともに日常生活に必要な便宜を供与する小規模な生活施設として身体障害者福祉ホームを設けること。

3 地域福祉対策の中核となる身体障害者福祉センターに関する規定を設けること。

四、身体障害者更生相談所の機能の充実
身体障害者更生相談所の機能について、専門的な相談に応ずること等をその業務に加えること。

五、身体障害者更生援護施設における費用徴収に関する規定の整備
身体障害者更生援護施設への入所者についての費用徴収に関する規定を設けること。

六、施行期日
この法律は、昭和五十九年十月一日から施行すること。

ただし、身体障害者更生援護施設への入所者についての費用徴収に関する改正については、昭和六十一年四月一日か

ら施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました身体障害者福祉法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、「完全参加と平等」という国際障害者年の理念を法律上明確にすること、身体障害者の範囲を、従来法で定めているもののほか、新たに政令で定めることができるようにすること、身体障害者福祉ホームの創設等身体障害者更生援護施設に関する規定を整備するとともに、身体障害者更生援護施設への入所者についての費用徴収に関する規定を設けること等であります。

委員会におきましては、法の理念、目的、身体障害者の範囲、更生援護施設費用徴収のあり方、今後の身体障害者対策の取り組み姿勢等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、身体障害者の「完全参加と平等」

の実現に努めること等を内容とする附帯決議が全会一致を
もって付されております。

以上、御報告いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣
法第六三号）（衆議院送付）

五九、 四、 三 内閣提出

七、 二七 衆可決

八、 八 参修正

衆同意

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図
るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、
戦傷病者等の妻に引き続き特別給付金を支給する等の措置
を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する事項

1 障害年金の額の引上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、第一項
症の場合現行の三百九十五万五千円を昭和五十九年三

月分から四百三万八千円、同年八月分から四百六万八
千円に増額するとともに、扶養親族加給の額について
も引き上げること等とすること。

2 遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金（先順位者）の額を、恩給
法に準じて引き上げ、現行百三十二万円を昭和五十九
年三月分から百三十四万六千円、同年八月分から百三
十七万円とするとともに、障害年金受給者が死亡（平
病死）した場合に係る遺族年金等の額について、現行
の三十万七千円を同年三月分から三十一万二千四百円、
同年八月分から三十一万四千八百円に引き上げること
等とすること。

二、未帰還者留守家族等援護法の一部改正に関する事項

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、
遺族年金の増額に準じて、現行の十万二千円を昭和五十
九年三月分から十万四千百六十円、同年八月分から十万
六千百六十円に引き上げること。

三、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正
に関する事項

昭和五十四年に特別給付金として交付された国債の最

終償還を終えた戦傷病者等の妻に対し、引き続き特別給付金として、二万円、二年償還の無利子の国債を支給すること。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十九年三月一日から適用すること。ただし、障害年金、遺族年金等の再度の増額については同年八月一日から、併発死に係る遺族年金等の三度目の増額及び三については同年十月一日から施行すること。

修正要旨

本法律案中「昭和五十九年八月一日」施行となつてゐる戦傷病者戦没者遺族等援護法等による障害年金、遺族年金等の再度の増額については、これを公布の日から施行し、同年八月一日から適用すること。

委員長報告

社会福祉・医療事業団法案の委員長報告参照

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（閣議第一号）外一六件（いずれも衆議院送付）

五九、 五、二二 内閣提出

七、二七 衆議決

八、 三 参議決

要旨

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（閣議第一号）
同（国鉄動力車労働組合関係）（閣議第二号）
同（全国鉄施設労働組合関係）（閣議第三号）
同（鉄道労働組合関係）（閣議第四号）
同（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（閣議第五号）
同（国鉄千葉動力車労働組合関係）（閣議第六号）
一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係

法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

一、各裁定は、日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・三九パーセント相当額に千百七十円を加えた額四千二百二十五円の内原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）（閣議第七号）

同（日本電信電話労働組合関係）（閣議第八号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会との裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

二、各裁定は、日本電信電話公社の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日

以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・三九パーセント相当額に千百七十円を加えた額四千四百五十円の内原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）（閣議第九号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

二、本裁定は、日本専売公社の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・三九パーセント相当額に千百七十円を加えた額四千四百十円の内原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、

国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）（閣議第一〇号）

同（全日本郵政労働組合関係）（閣議第一一号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

二、各裁定は、郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・三九パーセント相当額に千百七十円を加えた額四千五十五円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」（閣議第一二号）

同（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常

勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

（閣議第一三号）

同（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」（閣議第一四号）

同（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）（閣議第一五号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

二、各裁定は、林野庁所属の公共企業体等労働関係法上の職員のうち、定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・三九パーセント相当額に千百七十円を加えた額四千四百二十五円の原資をもつて引き

上げるとともに、基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、月額四千二百三円を原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）（閣議第一六号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、本裁定は、大蔵省印刷局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・三九パーセント相当額に千百七十円を加えた額四千百円を原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造幣労働組合関係）（閣議第一七号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十九年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、本裁定は、大蔵省造幣局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十九年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・三九パーセント相当額に千百七十円を加えた額四千百五十円を原資をもつて引き上げるものである。

委員長報告

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告参照